

## 民生委員・児童委員

### 民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、地域住民の「身近な相談相手」であるとともに、「支援のつなぎ役」です。地域住民が抱える悩みや心配事などの相談に応じ、必要に応じて関係機関や福祉サービス等の情報を提供し、関係機関等につなぎます。関係機関等が地域住民の課題解決・支援を行います。

### 具体的な活動内容

#### 相談・支援

介護や子育てなど、地域住民からの相談を受け、支援を行う関係機関につなぎます。生活の中での課題（健康状態の悪化、家庭内の問題など）を早期に発見し、問題が深刻化することを防ぎます。

#### 訪問・連絡

見守り、声かけなどのために、障害者や一人暮らしの高齢者などを委員活動の適切な範囲で訪問します。会話やコミュニケーションなどの「対象者とのふれあい」により、「誰かが自分を気にかけてくれている」という安心感を対象者に与えます。

#### 調査・実態把握

世帯の支援に必要な情報収集や地域の状況把握を行います。記録する必要がある内容は、「福祉票」に書き留めます。  
参考：[高齢者実態調査](#)

#### 地区定例会

所属する地区民児協において、毎月1回の定例会があります。定例会では、民児協の運営、行政機関等からの周知事項のお知らせ及び委員同士の相談・交流などを行います。

#### 研修会

全体研修会（年1回）  
新任研修会（年2回程度）  
専門部会（年2回程度）など

### 個人情報の取扱い

民生委員・児童委員には、職務上知りえた情報を漏らさない義務（守秘義務）があります。地域住民からの相談内容などは、本人の承諾なしに第三者に提供することはできません。

#### 民生委員児童委員協議会（民児協）

民生委員・児童委員は、その地域の民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協は、静岡市内に61団体あり、全体で市民児協を組織します。同時に、民生委員・児童委員は、行政区ごとに区民児協を組織します。

### 資料・パンフレット